

令和7年度 松山市立久米中学校いじめ防止基本方針

平成31年4月26日 策定（令和7年4月21日 改訂）

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、久米中学校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深めながらいじめ防止のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携を密にして、いじめ問題を克服することを目指す。

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、久米中学校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深めながらいじめ防止のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携を密にして、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

- 【校内】**
管理職、主幹教諭、生徒指導主事、
学年主任、養護教諭、教務主任、
学年生徒指導、研修主任 等
特別支援コーディネーター
- 【家庭地域等】**
PTA、学校評議員、
青少年育成支援委員、
公民館 等
- 【外部専門家】**
スクールカウンセラー
教育支援センター
こども家庭センター
弁護士
所轄警察署 等

【校内】
管理職、主幹教諭、生徒指導主事、
学年主任、養護教諭、教務主任、
学年生徒指導、研修主任 等
特別支援コーディネーター

【校内】
管理職、主幹教諭、生徒指導主事、
学年主任、養護教諭、教務主任、
学年生徒指導、研修主任 等
特別支援コーディネーター

【家庭地域等】
PTA、学校評議員、
青少年育成支援委員、
公民館 等

【家庭地域等】
PTA、学校評議員、
青少年育成支援委員、
公民館 等

【外部専門家】

スクールカウンセラー
教育支援センター
こども家庭センター
弁護士
所轄警察署 等

【外部専門家】

スクールカウンセラー
教育支援センター
こども家庭センター
弁護士
所轄警察署 等

【関係機関】
松山市教育委員会
福祉総合支援センター
こども家庭センター
松山市教育支援センター
医療機関・法務局
愛媛大学 等

【関係機関】
松山市教育委員会
福祉総合支援センター
こども家庭センター
松山市教育支援センター
医療機関・法務局
愛媛大学 等

【いじめ防止】

- ① 教師の指導力向上
 - いじめのない学校づくりに向け、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。
 - 中核市研修（生徒指導）や生徒指導連絡協議会へ参加する生徒指導主事を中心に、校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、指導力や対応力の向上に努める。
- ② いじめを許さない態度・能力の育成
 - 道徳実践力を培う道徳教育や人権教育の充実と、互いを認め思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。
 - 互いのよさを発掘しあえる支持的風土、心のつながりを感じ取れる学級経営・学年経営・部活動経営の充実を図る。
- ③ 生徒の自己指導能力の育成
 - 「いじめ〇の日」や生徒会活動において、いじめに関する問題を取り上げ、生徒が自主的に取り組む活動を計画する。
 - 松山市小中学生による「子どもから広がるいじめ〇ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、生徒自らがいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。久米中学校いじめ〇宣言「正義・心・共に」による意識向上を図る。
- ④ 家庭・地域社会・関係機関との連携強化と学校基本方針の周知
 - 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめ防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
 - 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を家庭や地域に公開し、保護者や地域の理解を得る。
 - SNSをはじめとしたネット上のいじめ問題に対しても早期発見に努め、家庭と連携し適切な対策を図る。

- ## 【いじめ防止】
- ① 教師の指導力向上
 - いじめのない学校づくりに向け、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。
 - 中核市研修（生徒指導）や生徒指導連絡協議会へ参加する生徒指導主事を中心に、校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、指導力や対応力の向上に努める。
 - ② いじめを許さない態度・能力の育成
 - 道徳実践力を培う道徳教育や人権教育の充実と、互いを認め思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。
 - 互いのよさを発掘しあえる支持的風土、心のつながりを感じ取れる学級経営・学年経営・部活動経営の充実を図る。
 - ③ 生徒の自己指導能力の育成
 - 「いじめ〇の日」や生徒会活動において、いじめに関する問題を取り上げ、生徒が自主的に取り組む活動を計画する。
 - 松山市小中学生による「子どもから広がるいじめ〇ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、生徒自らがいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。久米中学校いじめ〇宣言「正義・心・共に」による意識向上を図る。
 - ④ 家庭・地域社会・関係機関との連携強化と学校基本方針の周知
 - 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめ防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
 - 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を家庭や地域に公開し、保護者や地域の理解を得る。
 - SNSをはじめとしたネット上のいじめ問題に対しても早期発見に努め、家庭と連携し適切な対策を図る。

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	いじめ防止対策校内委員会11回	年度始めいじめ防止対策委員会（含保護者地域など）	…学校いじめ防止基本方針の策定、修正								
		①生徒指導に関する校内研修 ・家庭訪問 教育相談日→個別懇談	健全育成連絡会 学校評議員会 地区懇談会	毎月末の「学校生活を明るくするアンケート」11回	いじめ実態把握 専用メール	生徒指導部会	定期的に実施する	特別活動生徒会活動 いじめ0の日・あいさつ運動	縦割りブロック活動	人権・道徳教育の充実	スクールカウンセラー 相談日
		②いじめに関する校内研修 人権参観日・いじめ0集会 ・教育相談日→個別懇談	健全育成連絡会								
二 学 期		③生徒指導に関する校内研修 ・教育相談日	学校評議員会 健全育成連絡会								
三 学 期		年度末いじめ防止対策委員会（含保護者地域など）	…学校いじめ防止基本方針の検証								

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	いじめ防止対策校内委員会11回	年度始めいじめ防止対策委員会（含保護者地域など）		…学校いじめ防止基本方針の策定、修正							
		①生徒指導に関する校内研修 ・家庭訪問 教育相談日→個別懇談	健全育成連絡会 学校評議員会 地区懇談会	毎月末の「学校生活を明るくするアンケート」11回	いじめ実態把握 専用メール	生徒指導部会	定期的に実施する	特別活動生徒会活動 いじめ0の日・あいさつ運動	縦割りブロック活動	人権・道徳教育の充実	スクールカウンセラー 相談日
		②いじめに関する校内研修 人権参観日・いじめ0集会 ・教育相談日→個別懇談	健全育成連絡会								
二 学 期		③生徒指導に関する校内研修 ・教育相談日	学校評議員会 健全育成連絡会								
三 学 期		年度末いじめ防止対策委員会（含保護者地域など）		…学校いじめ防止基本方針の検証							

【早期発見・早期認知・早期対応】

- ① 生徒の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。（学年部会、生徒指導部会、職員会議の有効活用）
- ② 毎月末に実施する「学校生活を明るくするアンケート」でいじめ調査を行うとともに、教育相談、生活記録（あゆみ）の活用等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 校内巡視を強化する等、未然防止に向けた取組を継続する
- ④ 教育相談週間を設け、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ⑤ 「いじめ実態把握専用メール」の運用（sos-tkume001@matsuyama-edu.ed.jp）
周囲の目を気にして教師に直接相談をもちかけられない生徒やいじめを発見した第三者（地域を含む）からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑥ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口（「こども家庭センター」等）、警察との連携について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちに制止する。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わり、いじめの芽をつみとめる必要がある。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた第三者の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者と協力して、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。
- ② 組織的に対応
情報を得た教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、情報の共有化をする。その後は当該組織が中心となり、対応の組織化を図り、チームとして速やかに対応する。
- ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援
いじめられている生徒から事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた生徒への指導及びその保護者への指導・助言
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携しながら、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの実態調査
毎月末の「学校生活を明るくするアンケート」や「いじめ実態把握専用メール」、教育相談や生活記録等から知り得た情報をもとに、聞き取り調査を行い、事実の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
当事者への対応とあわせて「観衆」「傍観者」に対する指導も重要である。自分の問題としてとらえさせる指導・助言を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、進んで根絶しようという態度を示すことが肝心であることを行き渡らせる。
- ⑦ ネット上におけるいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡し、適切な措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制を構築する。
- ⑨ 重大事態への対応
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校内に組織を設け、調査を行う。その調査を行った後は、当該調査に関係するいじめを受けた生徒やその保護者等に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。
- ⑩ 保護者ならびに関係諸機関、外部等からのいじめに関する学校の取組等に関する評価の実施と取組の改善
いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルでの検証を行い、方針や計画の見直し等を行う。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○お子さんの立場に立って耳を傾け、お子さんの心の変化に気付いてください。 ○お子さんの様子が変わったと思ったら学校に相談の上、協力して同一歩調で取り組んでいきましょう。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に早期相談してください。 ○携帯電話、スマホ、ゲーム機の使い方（LINEやメール含む）について、ルールを決めるなど、わが子を加害者にも被害者にもしないためにお子さんとしっかり話し合い、使い方を把握してください。 ○地域や学校の行事へ積極的に参加させてください。 ○お子さんに感染症等への偏見や差別をさせない正しい知識をもたせてください。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに多くの声かけをお願いします。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら注意し、家庭や学校への連絡をお願いします。 ○学校行事への積極的参加をお願いします。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。地域の子どもにとって安らぎの場となるようご協力をお願いします。